

平成28年11月14日

答申第737号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「受信料未払い者に対して延滞利息を請求していない理由」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年11月14日（第243回審議委員会）

第751号諮問、審議、答申